

## 新宿区IHEAT要員研修謝金支給要綱

6新健保予第2124号

令和6年10月1日

(部長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、区IHEAT要員が、厚生労働省で定める運用要領に基づき区で実施する研修等を受講した際の、研修謝金（以下「謝金」という。）の支給に関することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) IHEAT要員 地域保健法施行規則第3条で規定される保健所等の業務の支援が可能な専門職であって、IHEAT運用支援システム（以下「IHEAT.JP」という。）に登録している外部の専門職をいう。

(2) 区IHEAT要員 IHEAT要員の内、区を第1支援自治体としてIHEAT.JPに登録している者をいう。

(謝金の支給について)

第3条 区は、区で実施する研修等を受講した区IHEAT要員に対し、当該実施分について謝金を支給する。なお、支給の対象及び金額等については、以下のとおりとする。

(1) 対象

次の要件をすべて満たした者

ア 区IHEAT要員であること。

イ 厚生労働省で定める運用要領に基づき区で実施する研修等を受講したこと。

ウ 他自治体からIHEAT要員として当該年度実施分の謝金の支給を受けていないこと。

エ 自治体職員でないこと。

(2) 金額

東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会（三者協）の協議で決定される当該年度における「医師会関連事業（公衆衛生関係）の委託契約等について」で規定される合同訓練参加に係る看護師の費用弁償単価を、区で実施する研修等1回当たりの単価とする。なお、区IHEAT要員1名につき年度10万円を支給の限度とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、謝金の支給に関し必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。